HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	病院給食における栄養士労働と外部化の実態に関する研究
著者	岡部，哲子；OKABE，TETSUKO
引用	
発行日	2018-03-21

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

氏 名 ・（本籍地）	岡部（おかべ） 哲子（てつこ） （北海道）
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	博（経済）甲第１１号
学位授与の日付	平成３０年３月２１日
学位授与の条件	学位規則第４条第１項該当
学 位 論 文 題 目	病院給食における栄養士労働と外部化の実態に関する研究
論 文 審 査 委 員	主 査 教 授 佐藤 信
	副 査 教 授 小坂 直人
	副 査 教 授 山田 誠治

論 文 内 容 の 要 旨

岡部氏は、2012年に北海学園大学大学院経済学研究科博士課程へ入学し現在に至っている。岡部氏が本学大学院に入学し、博士論文をまとめることになった問題意識は次の点にある。

栄養士職（国家資格である栄養士および管理栄養士の総称）の就業先として最大の職域である病院給食は、広く外食産業に含まれているが、傷病者への治療の一環として位置づけられていること、健康保険法による入院時食事療養制度（診療報酬制度）に基づき食事費用に制限があることなどが特徴である。この病院給食は、1986年以降の医療制度の変更によって、運営の一部または全部を外部の専門会社（給食会社と呼ぶ）に任せる「委託給食」が可能となり、栄養士労働も病院による直接雇用ではなく給食会社に所属する栄養士が病院に配属され業務を行う形態―委託栄養士―が見られるようになってきた。こうした給食会社の参入や委託栄養士の増加に伴い、病院給食の現場においては業務の複雑化や栄養士間の待遇差、栄養士の早期退職など様々な問題が発生している。

こうした状況を踏まえた上で岡部氏は、病院給食における栄養士労働と外部化の実態について、特に医療制度の変遷に着目しながら、既存資料や調査分析を通して明らかすることを論文の課題とした。

本論文は、序章「研究目的と課題」、第１章「病院給食の制度化と栄養士労働の変遷」、第２章「病院給食の統計的整理」、第３章「診療報酬改定にともなう栄養士労働の変化」、第４章「委託栄養士はなぜ早期退職するのか」、第５章「委託栄養士の労働実態」、そして終章「要約と展望」の全７章構成となっており、他に、引用・参考文献213編、資料として第３～５章の調査票を加えた全154ページから成り立っている。

序章では、まず病院給食の外食産業全体における位置づけと独自の特徴づけを行うとともに、そこで働く栄養士が現在抱えている諸問題について指摘している。次に、病院給食をめぐる制度改正の概要に触れ、第２次大戦後の医療法と関連法規の変化は病院給食運営や栄養士の資格も含めて大きな影響を与えてきたことを述べている。とくに病院給食の外部委託率の上昇は給食の提供形態や栄養士労働に変容をもたらし、直営栄養士と委託栄養士の待遇差、給食会社に就業した栄養士の高い離職率などの諸問題も引き起こしていることを鑑み、論文課題設定の必要性を説いている。

病院給食における栄養士労働の先行研究については、1970年前後から医療労働者の一つとしての栄養士労働を取り上げたものが最も古いとし、その後の制度変更に伴う研究も行われているが、多くはその時々の問題に応じて単発的に行われているに過ぎないこと、また委託栄養士側の視点に立った研究の必要性について指摘し、提出論文の研究の意義を述べている。

第１章「病院給食の制度化と栄養士労働の変遷」では、戦前日本における病院給食誕生と栄養士校創設の時代から、第2次大戦後の医療法を始めとした各種法律の整備、そして1980年代からの行政改革による諸制度がどのように変容し、栄養士労働に影響を及ぼしたのかを検討している。その結果、特に1980年代以降の規制緩和は病院給食の外部化をもたらし、栄養士職は、栄養士からより専門的な管理栄養士が重視されるようになったこと、直営栄養士と委託栄養士といった雇用形態の二極化がすすみ、調理設備・機器の高度化も相まって栄養士の性格が従来よりも複雑化していることを明らかにしている。

第２章「病院給食の統計的整理」では、栄養士職就業者全体からみた病院栄養士の位置づけを確認するために、統計資料を用いて栄養士数や直営および委託栄養士数の推移などを把握している。また、外部委託化の都道府県別の比較を行い、続く第3章以降に対象とする事例の特徴を明らかにしている。特に、２章では、病院において直営栄養士が減少し、委託栄養士が増加していること、理由として、診療報酬制度改定の影響を受け、病院側は栄養士ではなく管理栄養士の雇用へと

シフトしていること、調理員の欠員を補う要員として委託栄養士が配属される傾向にあることを明らかにしている。

診療報酬の改定は２年ごとに行われ、2012年の制度改定案では有床診療所に管理栄養士の配置を義務付けるものだったが、管理栄養士（常勤または非常勤）を配置しない場合は、診療報酬のうち大きな割合を占める入院基本料の算定ができないため、改定当初から診療所の反発が非常に大きかった。そこで、第３章「診療報酬改定にともなう栄養士労働の変化」では、有床診療所における管理栄養士への対応、関連して委託栄養士の地域別配属状況を明らかにするために北海道の有床診療所全485施設を対象にしたアンケート調査を行った。その結果、地域別（石狩振興局、その他の総合振興局および振興局）で栄養士や調理員の配置状況、献立作成業務について違いがみられること、栄養士が未配置の場合であっても、なんらかの方法によって給食業務が行われ、とくに給食会社がその役割を担っていることを明らかにした。有床診療所への管理栄養士の配置義務化は、現場からの強い反発もあり以前の内容に戻されたが、制度改定に揺れ動く地域医療の現状と栄養士労働の外部化の進行状況をこの章では具体的に示している。

委託栄養士は直営栄養士と同様、病院給食の提供に重要な役割を果たしているが、早期退職者が非常に多いと見られている。そこで第4章「委託栄養士はなぜ早期退職するのか」では、委託栄養士の雇用実態を明らかにするために、北海道の給食会社に勤務する16名の栄養士へのインタビュー調査をもとに、新卒者の早期退職が顕著である理由について分析を加えた。その結果、3年未満の退職者が約6割で、なかには非常に短い3週間というがケースが見られるとともに、施設ごとの勤務年数は平均1年半程度と短く、退職や施設間の異動が非常に多いことを明らかにしている。

また、インタビューを通して、配属施設の異動が多く、その際の引き継ぎが不十分な可能性があること、新規オープンが業務全般（人の配置、業務量の多さ）に影響すること、調理員の人員不足によって栄養士が本来行うべき業務が滞り業務量の多さにつながること、出向の立場では直営栄養士と受託栄養士との業務分担が複雑になりそれが「働きにくさ」の要因になっている等を指摘している。総じて、給食会社において、新卒者への教育やサポートに不十分な面があることを明らかにしている。

第5章「委託栄養士の労働実態」では、第4章で得られた結果を踏まえて、委託栄養士にアンケート調査を行い、労働実態の全体像を明らかにした。アンケート調査の対象者は、Ｔ大学の4年制への改組以後に給食会社へ就職した全ての卒業生

であり、同窓会名簿によって把握できた278人にアンケート用紙を配布し、住所不定を除く250名中92名より回答が得られている（回収率36.8%）。１社目の給食会社退職者の勤務年数は、1年未満が4割弱、2年未満と合わせると半数以上が退職し、3年未満までをあわせると約8割と高い割合であった。退職理由は「待遇がよくない」「人間関係がよくない」が半数以上を占めていた。仕事上困難なことは、人手不足が第1に挙げられ、退職によって欠員が生じると、後に残された職員がさらに忙しくなり、次に新人が入職すると今度は日常業務に引き継ぎ業務が加わり、業務が思うようにはかどらない問題が明らかとなっている。自由記述の分析にあたっては計量テキスト分析の手法を用い、「勤務」「業務内容」「人員配置」「コミュニケーション」などのカテゴリー区分ごとに、仕事上の「困った経験」を整理するとともに、改善策についても分析を行っている。それらの結果、委託栄養士の業務内容の見直しや待遇改善が喫緊の課題であることを明らかしている。

終章では、本論文の内容を総括するとともに、病院給食における栄養士労働の諸問題解決の方向性について考察を加えている。第１に業務の明確化と運営への栄養士の参加についてである。給食会社の病院給食への参入がすすみ、栄養士労働は直営栄養士と委託栄養士双方の詳細な業務区分が整理されないまま現状に至っている。それが「働きにくさ」の原因であり改善が必要であると述べている。第２に、新卒者対応である。給食会社が新卒の委託栄養士に対するサポートシステムを整えることが、結果的に働きやすさにつながり、離職率の低下に寄与すると指摘している。第３に調理員も含めた待遇の改善である。調理員にあっても、雇用条件の改善によって離職率の低下に結びつくとともに栄養士と調理員の構造的な問題を解決するための一手段ともなり得ると述べている。最後に、栄養士養成校については、現場の栄養士の悩みに応えることのできる栄養士養成システムの必要性について提起している。

論文審査結果の要旨

１　審査の経過

平成 29 年 12 月５日に博士請求論文が提出され、同年 12 月 14 日の大学院経済学研究科博士（後期）課程委員会（以下、研究科委員会という）において、審査委員に、主査佐藤　信、副査小坂　直人・山田　誠治が選任された。その後、慎重に審査が進められ、平成 30 年１月 27 日に口頭試問がおこなわれた。審査員全員出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

２　評　価

岡部氏による本提出論文は以下の理由により、学術的にも社会的にも極めて貢献度が高い論文であると評価できる。

第１に学術的な価値についてである。岡部氏が対象とした病院給食とそこに勤務する栄養士の労働を対象とした研究は、栄養改善学会や給食経営管理学会等において非常に少ない。その理由は、病院給食に従事する栄養士が病院経営の脇役に置かれていた歴史と無縁ではない。加えて、個々の栄養士を対象とするインタビュー調査にあっては、人を対象とする研究倫理審査を経る必要があるとともに、調査対象者の同意（インフォームド・コンセント）も必要となってきている。岡部氏の研究成果は、同氏の人的ネットワークを駆使し、現職および退職後の栄養士の直接の声を取り上げることに成功すると共に、委託栄養士増加の要因や発生する諸問題の打開方策を指摘しており、学術的にも高い価値があると見られる。特に、栄養士以外の専門職種―他の栄養職域や看護職等―における労働研究の可能性も示唆した成果といえよう。

第２に社会的価値についてである。現在、厚生労働省の委託を受け日本栄養改善学会では、栄養学教育のモデル・コア・カリキュラム検討をすすめている。岡部氏の研究成果は、養成校が管理栄養士として求められる基本的な資質・能力を身につけるための課題を抽象的なレベルではなく、具体的に提案するための素材を提示していると思われる。栄養士養成校の教育内容の改善、卒業後のリカレント教育にも一定貢献するものと期待できる。

また、岡部氏の研究成果は、表面的には知られていた病院栄養士の早期退職について、その要因を詳細に明らかにしており、今後この研究成果を公にすることで、新卒栄養士がおかれている問題の改善にも寄与することが大いに期待される。

最後に、岡部氏の論文は、病院給食における栄養士職の労働実態の解明を目指したものであるが、病院給食の歴史や医療制度についても各種資料を活用して明らかにしている。特に、大学教員として日々の教育や実習指導に従事しながらも、精力的な研究活動を続け、論文完成に向けての努力を惜しまなかった。さらに、本論文に全ては組み込めなかったものの道内外の先進的な病院給食の事例調査を行い、本論文の主張が充分に裏付けられるよう調査研究をすすめていた。これら研究テーマに真摯に向かい、着実に論文を作り上げようとする研究姿勢は評価に値する。今後も、一貫した問題意識とその解明に継続的に取り組み、研究活動を発展させていくことが期待できる。

以上のことから、審査委員会は全員一致で本論文が博士論文として合格であると判定した。

３　学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第７条に基づき平成 30 年２月 15 日の研究科委員会で審査委員会主査から報告され、同日から同年２月 22 日までの間、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の公開を経て、同年２月 22 日研究科委員会において、構成員による投票が行われ、同論文を合格と決定した（同規則第８条第１項）。

その後、同年３月２日、北海学園大学大学院委員会が開催され、同論文について経済学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第10条第２項）。これに基づき、同年３月21日、博士（経済学）の学位が授与された。